

公 告

令和6年度 甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託
について、公募型プロポーザルを別紙のとおり行うので公告する。

令和6年5月20日

京田辺市長 上村 崇

令和6年度 甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 本実施要領の趣旨

甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託（以下「本業務」という。）について、企画提案を求め、各提案事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

本市では、甘南備山をはじめ近傍の国史跡天理山古墳群、国宝、重要文化財、史跡、名勝などを観光資源として活用し、観光交流の促進や地域振興を図ることとしている。

本業務の目的は、甘南備山の自然や歴史・文化を活かし、訪れる人が歴史・ロマンを楽しめるような観光スポットを創出するため、甘南備山展望施設等の基本計画の策定及び実施設計を行うものである。

3. 業務の概要

- (1) 業務名称 令和6年度 甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託
- (2) 業務内容 「令和6年度 甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託仕様書」のとおり
※仕様書は本業務プロポーザル実施時の内容であり、優先交渉権者が決定した後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 委託上限額

11,500千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。
なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

5. 参加資格

- 本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。
- (1) 令和6・7年度京田辺市測量・建設コンサルタント入札参加資格業者名簿に掲載されており、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の部門のうち、「建築関係建設コンサルタント」の業種登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当するものでないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告日から受託候補事業者の特定日までの期間に、京田辺市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 過去10年間（平成26年度～令和5年度）に展望施設等に関する基本計画、または設計業務の実績を1件以上有すること。また、その過去10年間の実績は業務実績及び表彰実績調書（様式第3号）に全件記載すること。
- (7) 下記の要件を満たす管理技術者を配置すること。

1級建築士免許取得後10年以上の建築設計の実務経験を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、国又は地方公共団体等が発注する設計業務の実績を有する技術者を配置できること。また、その過去10年間の実績は配置予定管理技術者調書（様式第5号）に記載すること。

6. 主な選考スケジュール

実施内容	期日等
① 実施要領等掲載、募集開始	令和6年5月20日（月）
② 現場説明会	令和6年5月27日（月）
③ 質問書の受付期限	令和6年5月30日（木）
④ 市からの質問書回答	令和6年6月 6日（木）
⑤ 参加表明書の提出期限	令和6年6月11日（火）

⑥ 予備審査	令和6年6月12日(水)
⑦ 選定通知書の送付	令和6年6月17日(月)
⑧ 企画提案書の提出	令和6年7月5日(金)
⑨ プレゼンテーション審査	令和6年7月17日(水) (予定)
⑩ 選考結果の通知・公表	令和6年7月22日(月) (予定)
⑪ 契約手続き	令和6年7月下旬 (予定)

※上記日程は変更になる可能性がある。

7. 実施要領等の配布について

(1) 配布期間

令和6年5月20日(月)から企画提案書の提出日まで

(2) 配布方法

京田辺市ホームページからダウンロード

参加申込書等、公募に関する様式類についても、本市ホームページからダウンロードすること。

[京田辺市ホームページ] <https://www.city.kyotanabe.lg.jp>

8. 現場説明会について

本プロポーザルへの参加を検討する事業者の内、希望者を対象に、現場説明会を実施する。

(1) 集合日時

令和6年5月27日(月)から(雨天実施)

なお、詳細な時間については、申し込みのあった業者宛に建設政策推進室から個別に連絡する。

(2) 集合場所

甘南備山 登山道入口 駐車場(別紙「甘南備山登山マップ」参照)

(3) 申込方法

電子メール若しくはFAXにて申込むこと。

(4) 申込期日

令和6年5月23日(木)正午まで

(5) 申込先

京田辺市役所 建設部 建設政策推進室

[メールアドレス] pp-kensetu@city.kyotanabe.lg.jp

[FAX] 0774-62-2844

(6) その他

①件名は【令和6年度甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託に伴う現場説明会参加申込み】とし、(ア)事業者名、(イ)参加人数、(ウ)当日担当者、(エ)連絡先を明記すること。(書式は任意)

- ② 1 事業者につき車 1 台まで参加可能とする。(人数制限は行わない)
- ③ 見学会への参加は任意とし、参加の有無については審査に影響しない。
- ④ 本計画地や周辺環境の写真撮影は可とするが、登山者等のプライバシーには十分に配慮すること。
- ⑤ 公平性を期すため、本見学会内での質問には一切応じない。なお、質問がある場合は本要領に定める方法により行うこと。

9. 質問及び回答について

(1) 受付期限

令和 6 年 5 月 3 0 日 (木) 午後 5 時

(2) 質問方法

質問がある場合には、質問書(様式第 6 号)に必要事項を記入の上、事務局に電子メールにて提出すること。電子メールの表題は「プロポーザル 質問(事業者名)」とする。また、電子メール送信後、事務局「建設政策推進室」に電話で着信の確認をすること。

なお、電子メール以外での質問(電話や F A X、来訪による口頭での問い合わせ等)や、期限を過ぎた質問については回答しない。

[メールアドレス] pp-kensetu@city.kyotanabe.lg.jp

[電話] 0 7 7 4 - 6 4 - 1 3 4 0 (直通)

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和 6 年 6 月 6 日 (木) 午後 5 時までに京田辺市ホームページに掲載する。

10. 参加表明書等の提出について

(1) 提出期限 令和 6 年 6 月 1 1 日 (火) 午後 5 時必着

(2) 提出場所 京田辺市役所建設部建設政策推進室
(〒 6 1 0 - 0 3 9 3 <住所不要>)

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類 次の書類を提出すること

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加表明書(様式第 1 号)	
②	会社概要書(様式第 2 号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。
③	業務実績及び表彰実績調査(様式第 3 号)	直近 1 0 年の業務実績(民間を含む展望施設等に関する基本計画、または設計業務の実績)及び表彰実績について記載すること。また、これらが確認できる書類(業務実績: 契約書等の写し、表彰実績: 表彰状等の写し)を添付すること。なお、予備審査のうち、事業者としての業務実績及び表彰実績についても本様式により審査する。

④	業務体制調書（様式第4号）	事業の実施体制（管理技術者及び担当技術者の氏名、保有資格等）について記載すること。
⑤	配置予定管理技術者調書（様式第5号）	配置予定管理技術者の直近10年の以下の業務実績についてそれぞれ記載すること。 ①国又は地方公共団体等が発注する設計業務 ②民間を含む展望施設等に関する基本計画、または設計業務の実績 また、業務実績が確認できる書類（契約書及びその業務内容がわかる資料等の写し）を添付すること。なお、予備審査のうち、技術者としての業務実績についても本様式により審査する。

(5) 提出部数 各1部

11. 予備審査による企画提案書提出者の選定

(1) 予備審査

事務局において提出書類による予備審査を行い、6社以上から参加表明書の提出があった場合は、上位5社を企画提案書提出者に選定とする。

(2) 審査基準

別紙「令和6年度 甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託」に係る公募型プロポーザル審査基準のとおり

(3) 結果通知

令和6年6月17日（月）午後5時までに電子メールにおいて選定・非選定の結果を通知する。

(4) その他

- ・予備審査は非公開とする。
- ・審査内容及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

12. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年7月5日（金）午後5時必着

(2) 提出場所

京田辺市役所建設部建設政策推進室
（〒610-0393〈住所不要〉）

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類 次の書類を提出すること

番号	提出書類	提出上の注意
①	企画提案書表紙（様式第7号、7号の2）	正本は様式第7号、副本は様式第7号の2を使用すること。
②	企画提案書（任意様式）	記載内容については、後述の（5）を参照すること。
③	業務スケジュール（任意様式）	令和6年度のスケジュールを作成すること。会議等の詳細も記載すること。
④	過去の成果品 （提出可能なパース図等）	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明時に提出した業務調書に記載の実績に係る成果品を提出すること。 ・業務実績が複数ある場合、代表的な1件の成果品を提出すること。 ・副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
⑤	見積書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書記載金額は、本業務の総額の本体価格（税抜き）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記すること。 ・積算内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、記載すること。見積書の金額は、「4」記載の委託上限額を上回らないこと。 ・副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。

(5) 企画提案書（任意様式）

令和6年度 甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託仕様書に基づき、下記の項目について記載した提案書を作成すること。

- ① 今ある甘南備山の魅力を考慮しつつ、新しい甘南備山の魅力を作り出すようなデザインとされていること。
- ② 維持管理や補修が容易となる計画や、利用者の安全性や利便性の確保について考えられていること。
- ③ 京都府内産木材の活用が図られていること。
- ④ 概算の工事費は50,000千円程度とすること。なお、当該工事費は本事業の計画範囲（展望施設とその周辺（広場、白石、階段等を含む））の整備費等に限るものとし、工事用車両の搬入出等の為に必要となる計画範囲に至るまでの登山道の整備費等は除くものとする。
- ⑤ 施工面においても実現性のある計画とし、施工方法や工程が明確化されていること。
- ⑥ 主要な空間における整備イメージの可視化を図るために、イメージスケッチ等が作成されていること。

- ⑦ 上記内容を踏まえて、以下の項目に沿って、提案書が作成されていること。
1. 基本コンセプト
 2. 計画の概要（デザイン・構造等）
 3. 整備後の想定される効果と利活用
 4. 維持管理
 5. 概算費用
 6. 施工方法・工程
 7. その他
- ⑧ 上記以外に重要と考える項目や有効な手段があれば積極的に提案すること。

(6) 企画提案書作成の留意点

- ・ A4版で総ページ数は、10ページ以内とし、事業者を特定または推定できるような記載は含まないこと。
- ・ 基本的にA4版両面印刷で左綴じとすること。ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差支えない。単色、カラーは自由とする。
- ・ 文字サイズは12ポイント以上とし、ゴシック体とする。
- ・ 企画提案書には目次及びページ番号を付けること。（企画提案書表紙や目次は企画提案書の枚数に含めない）
- ・ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に記述すること。
- ・ 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。

(7) 提出方法

- ・ 正本を1部、副本を6部提出すること。
- ・ 副本は、会社が特定される箇所については、空欄もしくは黒塗りにすること。

13. 審査委員会（プレゼンテーション）について

(1) 実施日

令和6年7月17日（水）（予定）

(2) 実施場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1事業者につき、準備5分以内、プレゼンテーション25分以内、質疑応答10分程度とする。

(4) 実施内容

- ・ 会場設営（スクリーン、プロジェクター設置を含む）については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。
- ・ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき行うこと。

- ・ プレゼンテーションの出席者は、1事業者について3名までとし、当日のプレゼンテーションは、配置予定管理技術者または担当技術者が行うこと。
- ・ プレゼンテーション資料（パワーポイント使用）は提出した企画提案書をもとに作成すること。追加・補足資料の添付は認めない。
- ・ プレゼンテーション資料には企業名の記載を行わないこと。
- ・ プレゼンテーション審査は非公開とする。
- ・ 審査内容及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

14. 事業者選定方法について

- (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 京田辺市が設置する「甘南備山展望施設等整備に係る基本計画及び実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において、別紙審査基準に基づき企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について審査する。
- (3) 採点は、事務局において書類選考で評価した採点及び審査委員が評価した採点、事務局による見積額の採点の合計とし、合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、最高合計点が同点の場合は、見積額の低いものを第1位として選定する。また、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次に合計点の高い者から順に交渉を行う。
- (4) 合計点が満点の6割未満である場合は、交渉権者とはしないものとする。
- (5) 参加申込者が1者の場合も書類選考及び審査委員会による審査を行う。合計点が満点の6割以上であれば、優先交渉権者とする。
- (6) 審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

15. 審査結果の通知について

- (1) 審査結果は、参加事業者に対し、参加申込書（様式第1号）に記載された担当者の電子メール宛てに令和6年7月22日（月）（予定）までに通知する。また、京田辺市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

16. 契約に関する基本事項について

- (1) 契約方法
優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い業者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約内容
契約内容は、企画提案書に基づき契約を行う事業者とともに内容を確認のうえ、決定するものとする。

- (3) 契約代金の支払い
契約代金の支払いについては、前払金として、請求があった場合、業務委託料の3割を超えない範囲で支払い、その他については、業務完成時に精算払とする。
- (4) 契約締結における個人情報の取り扱い
契約締結にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「京田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - ア 本業務を遂行するにあたり、業務期間中及び業務完了後において業務上知り得た秘密を一切漏らしてはならない。
 - イ 本業務に関する一切の資料を他の用途に使用してはならない。

17. その他

- (1) 提案者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとす
- (2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、プロポーザル参加資格を無効とする。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (5) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りでない。
- (6) 提出した企画提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (8) 企画提案書は事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託することが必要と本市が認める場合はこの限りでない。あらかじめ再委託に関する事項を書面によって提出し、本市の承諾を得ること。
- (10) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。
- (11) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておく

こととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

(12) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

18. 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 京田辺市建設部建設政策推進室（京田辺市役所3階）

Eメール pp-kensetu@city.kyotanabe.lg.jp

住 所 〒610-0393 〈住所不要〉

電 話 0774-64-1340（直通）

F A X 0774-62-2844